

My大和ガス割引契約
【付帯契約】

令和2年5月15日実施

大和ガス株式会社

目 次

1.適用	1
2.用語の定義	1
3.適用条件	1
4 契約の締結	1
5 契約の解除	1
6 料金	2
7.契約の変更または解約	2
8.その他	2
付則	3
(別表)	

1. 適用

本約款は、3に定める適用条件を満たすガス供給に適用できるものです。

2. 用語の定義

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1)「付帯契約」とは、ガス需給契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2)「主契約」とは、本約款に基づく付帯契約の対象となるガス需給契約で3（1）に定める契約をいいます。
- (3)「My 大和ガス」とは、パソコンやスマートフォンでインターネット通信により、ガス料金または電気料金をご確認いただけるお客さま専用ページのことであり、My 大和ガス利用規約に同意の上、利用いただけるサービスです。
- (4)「My 大和ガス割引」とは、本約款に基づきガス需給に関して締結する付帯契約をいいます。
- (5)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、本約款においては10パーセントといたします。
- (7)「単位料金」とは、主契約における基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合に、本約款を適用することができます。

- (1) ガス小売供給約款、すまいる割料金契約、家庭用ガス温水床暖房小売契約、家庭用ガスコージェネレーション小売契約または家庭用空調小売契約を締結している、または締結すること。
- (2) ガス使用場所と同一住所において、大和ガスの電気を契約していること。
- (3) My 大和ガスに登録しており、大和ガスの電気の料金照会登録が完了し、電気ご利用明細ハガキを発行しないことに了承いただいていること。

4. 契約の締結

- (1) 本約款に関する契約は、My 大和ガス上での申込によります。ガス使用場所と同一住所において大和ガスの電気が契約されており、大和ガスの電気の料金照会登録が完了したことを当社が確認出来た場合に契約が成立するものとします。
- (2) 当社は、お客さまが本約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、本約款が適用できないことがあります。

5. 契約の解除

大和ガスの電気契約を解約された場合、または My 大和ガスにおける大和ガスの電気の料金照会登録が解除された場合は、当約款による割引は終了するものとします。

6. 料 金

- (1) 主契約の本体料金より別表 1 の割引額を適用いたします。
- (2) 適用開始日は、My 大和ガスにおいて、大和ガスの電気の料金照会登録が完了した日以降の初回定例検針日の翌日とします。

7. 契約の変更または解約

- (1) お客さまが本約款を契約期間満了前に解約しようとする場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社に連絡していただきます。なお、この場合、お客さまが当社に通知された解約日に解約されます。
- (2) 3 に定める適用条件を満たさなくなった場合、My 大和ガス割引契約も同時に解約されます。
- (3) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（3 の適用条件を満たさなかった場合も含みます。）には契約期間中であっても、相手方は契約を解約できるものとします。
- (4) 前項においてお客さまに契約違反があった場合、解約日を含む料金算定期間の主契約の料金については、当約款に基づく割引の適用は行いません。

8. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

本約款の実施期日

本約款は、令和 2 年 5 月 15 日から実施いたします。

(別表)

1. My 大和ガス割引

主契約の本体料金より割引きを適用します。

割引額	1ヶ月につき本体料金より55円 (消費税等相当額を含みます。)
-----	------------------------------------